

杉並区減税基金条例

(設置)

第一条 特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため、杉並区減税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基本方針)

第二条 区長は、恒久的減税を計画的に実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 恒久的減税の実施時期
- 二 恒久的減税の規模
- 三 基金の積立ての方針
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会に報告しなければならない。

4 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(積立額)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、基本方針に基づき、当該年度の予算で定める。

(基金管理方針)

第四条 区長は、基金を确实かつ効率的に管理するための方針（以下「基金管理方針」という。）を策定するものとする。

2 基金管理方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 基金の管理の基本原則
- 二 基金の運用の目標
- 三 基金の運用の計画の策定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、基金管理方針に基づき、金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、恒久的減税に伴

う当該年度の減収を補てんするための経費の財源に充てるものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益の額が同項の経費の額を超えるときは、当該超える額に相当する額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第七条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第八条 区長は、毎年度、基金の運用状況に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(処分)

第九条 基金は、大規模な災害により生じた経費又は大規模な災害、経済事情の著しい変動等により生じた減収を補てんするための経費の財源に充てる場合に限り、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴いた上で、その全部又は一部を処分することができる。

(委員会の設置)

第十条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、区長の附属機関として、杉並区減税基金委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、基金の管理及び処分に関する事項について調査審議し、答申する。

3 委員会は、第二条第三項の規定により報告された事項並びに基金の管理及び処分に関する事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第十一条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員五人以内をもって組織する。

一 区民 二人以内

二 学識経験者 一人

三 金融業務に関する実務経験を有する者 二人以内

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

(委員会の会長)

第十二条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(基金管理監)

第十四条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、杉並区基金管理監(以下「管

理監」という。)を置く。

- 2 管理監は、基金の管理及び処分に係る技術的な支援及び助言を行う。
- 3 管理監は、金融業務に関する実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 管理監の任期は、三年とし、再任を妨げない。
- 5 管理監は、非常勤とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 杉並区災害対策基金条例(昭和39年杉並区条例第8号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存する基本方針は第二条第一項の規定により策定したものと、現に存する基金管理方針は第四条第一項の規定により策定したものと、それぞれみなす。
- 4 第六条第一項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益は、第二条第二項第一号に規定する恒久的減税の実施時期までは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 5 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「

	杉並区まちづくり景観審議会	日額一二、〇〇〇円
--	---------------	-----------

」を

「

	杉並区まちづくり景観審議会	日額一二、〇〇〇円
	杉並区減税基金委員会	日額一二、〇〇〇円

」に改める。

なお、本条例の制定にあたり、区議会で下記のとおり付帯決議が可決されました。

杉並区減税基金条例に付する付帯決議

本条例の施行にあたり、杉並区長は、杉並区の安定した自治体経営における本条例の重要性に鑑み、次の諸点について誠意をもって対処すること。

1. 基金の積立てに際しては、行政サービスの低下を招くことなく、さらなる区民生活の向上を図ること。
2. 基本方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。
3. 基金管理方針の策定、変更にあたっては、あらかじめ区民及び区議会の意見を聞くこと。また、基金の運用の計画の策定、変更にあたっては、あらかじめ区議会に説明を行うこと。
4. 条例等の趣旨、内容について区民の理解が得られるよう周知に努めること。また、条例施行後、一定期間毎に条例等の施行状況を検証すること。